

産業・武将・忍者観光パンフレット制作業務委託先募集要項

1 業務目的

愛知県・岐阜県・三重県の産業観光施設及び武将・忍者観光施設の認知度向上及び来館者増加を図るために、3県の観光施設を掲載したパンフレット「見にトリップ／戦トリップ」の作成及びそれを活用したスタンプラリーを実施する。

○留意事項

令和2年度第1回総会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。また、同総会を経て協議会名の変更がある場合がございますので、予めご承知願います。
なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、協議会においては、その損害について一切負担しません。

2 委託内容

- (1) パンフレット「見にトリップ／戦トリップ」の作成
- (2) スタンプラリーの実施
- (3) 広報物の作成
- (4) ホームページの作成
- (5) 観光施設周遊提案
- (6) スタンプラリー参加者増加に向けた提案

3 委託業務の明細

別添「産業・武将・忍者観光パンフレット制作業務仕様書」のとおり。

4 募集期間

令和2年6月17日(水)から令和2年6月25日(木)まで

5 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去5年間に於いて、委託内容に類する業務を実施、もしくは受託した実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分有していること。
- (2) 次のいずれかのうち、1つ以上該当する者。
 - ①愛知県会計局作成の「令和2・3年度入札参加資格者名簿」のうち、「業務（大分類）03 役務の提供」の「営業項目（中分類）03 映画等製作・広告・催事」に登録されている者。
 - ②岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者。
- (3) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (4) 次の項目全てに該当する者。
 - ①愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと。
 - ②岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置

要領」に基づく資格停止措置を、企画提案書提出期限日から審査委員会の日までの期間内に受けていないこと。

- ③三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ④三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。
 - (8) 次の項目全てに該当する者。
 - ①「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法人ではないこと。
 - ②岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、企画提案書提出期限日から審査委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
 - ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託料限度額
8,000,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 3 年 3 月 18 日（木）まで
- (4) 委託料の支払条件
精算払いとする。
- (5) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 応募方法等

- (1) 企画提案書の提出
 - ア 提出書類
 - ① 企画提案書（様式 1）
 - ② 見積書（様式 2）
※代表者印を押印の上、「愛知・岐阜広域観光推進協議会会長」あてとしたもの
 - ③ 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
 - ④ 定款又は寄付行為
 - ⑤ 決算報告書（直近 3 か年）及び滞納がないことの証明書（国税、地方税）

⑥ 過去に実施した類似業務の成果書

イ 提出部数

①-② 9部（正本1部、副本8部）

③-⑥ 3部（正本1部、副本2部）

ウ 提出期限

令和2年6月25日(木)午後3時（必着）

エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る。）もしくは持参

オ 提出先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県商工労働部観光国際局観光企画課観光資源係

(2) 応募に関する問合せ

- ・ 本業務に関する問合せについては、令和2年6月17日（水）から令和2年6月22日（月）までの間受け付ける。
- ・ 様式3に質問を記入し、<c11334@pref.gifu.lg.jp>宛てに電子メールに添付して提出すること（メールの件名は「産業・武将・忍者観光パンフレット制作業務委託先募集に関する質問」とすること）。

(3) 留意事項

- ・ 企画提案書の提出は、1者1通のみとする。
- ・ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は発注者と協議の上、決定する。

8 選定者数

1者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、協議会が設置する審査委員会において書面審査を行う。

(2) 審査基準

審査委員会においては、別添の審査基準に基づいて総合的な審査を行う。

(3) 選定・通知

審査委員会の審査結果を踏まえ最優秀提案者を選定する。選定結果については、全ての応募者に対して郵送で通知する。

(4) 契約

選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定した上で、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 スケジュール（予定）

| | |
|----------------|--|
| 令和2年 6月17日（水） | 質問・企画提案書受付開始 |
| 6月22日（月） | 質問受付締切り |
| 6月24日（水） | 質問回答の公開 |
| 6月25日（木） | 企画提案書の提出期限 |
| 6月 末 | 審査委員会による審査、委託先の決定 契約締結 パンフレットの制作・施設に設置 |
| 令和 2年10月 1日（木） | スタンプラリー開始 |
| 令和 3年 3月18日（木） | 実績報告書の提出 契約期間満了 |
| 3月下旬 | 完了検査、請求書の提出 |
| 4月上旬 | 委託料の支払い |